改正案 現行 ~ 略 ~ ~ 略 ~ (職員) (職員) 第23条 (略) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号 に規定する家庭的保育者をいう。以下同 に規定する家庭的保育者をいう。以下同 じ。)は、町長が行う研修(町長が指定す じ。)は、町長が行う研修(町長が指定す る都道府県知事その他の機関が行う研 る都道府県知事その他の機関が行う研 修を含む。)を修了した保育士 修を含む。)を修了した保育士若しくは 神奈川県の区域に係る国家戦略特別区 域限定保育士(以下これらを「保育士」 又は保育士と同等以上の知識 という。)又は保育士と同等以上の知識 及び経験を有すると町長が認める者で 及び経験を有すると町長が認める者で あつて、次の各号のいずれにも該当する あつて、次の各号のいずれにも該当する ものとする。 ものとする。 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) 3 (略) 3 (略) <u>附 則</u>

この条例は、公布の日から施行する